

北海道告示第11681号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和8年3月23日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和7年11月20日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターベストム中富良野店

空知郡中富良野町字中富良野8658 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ダイエー株式会社 代表取締役 米澤 嘉洋

旭川市3条通7丁目左6号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

ダイエー株式会社 代表取締役 米澤 慶治

旭川市3条通7丁目左6号

(変更後)

ダイエー株式会社 代表取締役 米澤 嘉洋

旭川市3条通7丁目左6号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社西條	代表取締役 西條 久喜	名寄市西3条南6丁目28番地

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所	変更事項
株式会社西條	代表取締役 西條 敬弘	名寄市西3条南6丁目25番地1	(ア)
株式会社ニトリ	代表取締役 似鳥 昭雄	札幌市北区新琴似7条1丁目2番39号	(イ)

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 平成21年4月4日

上記(3)イ(ア) (住所) 平成16年12月27日

(氏名) 平成20年11月25日

上記(3)イ(イ) 令和7年3月19日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 代表者を変更したため

上記(3)イ(ア) (住所) 住所錯誤のため

(氏名) 代表者変更のため

上記(3)イ(イ) テナント入居のため

2 届出年月日

令和7年10月15日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和7年11月20日（木）から令和8年3月23日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に
関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から1月3日までを除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで